

船舶事故調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年2月14日 10時22分ごろ
発生場所	岡山県玉野市 筏島 ^{いかだ} 東方沖 大蛭島 ^{おおひる} 灯台から真方位083° 200m付近 (概位 北緯34° 30.7′ 東経134° 01.1′)
事故の概要	貨物船 ^{しょうよう} 昭洋丸は、南西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年3月13日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 昭洋丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	134274、明和海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船首部船底に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、コイル約664tを積載し、船長が1人で船橋当直に当たり、約11ノットの対地速力で、筏島を船首目標として岡山県岡山市犬島南方沖を自動操舵により南西進していた。</p> <p>船長は、周囲に航行の支障となる船舶が見当たらなかったため、短時間で終わらせるつもりで会社に提出する書類を作成することとし、船橋左舷後部の海図机で船尾方を向いて同書類の作成を始めた。</p> <p>本船は、船長が書類の作成を終えた頃、筏島東方沖の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、書類の作成を始めてから航海日誌で日付や時間を確認する作業が必要であることを知り、書類を作成していた時間が予想を超えて約10～15分も掛かっていたことを本事故後に知った。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.6m、船尾約3.9mであった。</p>
分析	<p>本船は、筏島を船首目標として南西進中、船長が、船尾方を向いて書類を作成していて、見張りを行っていなかったことから、筏島東方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、周囲に航行の支障となる船舶が見当たらなかったことから、短時間で終わらせるつもりで書類を作成していたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、筏島を船首目標として南西進中、船長が、船尾方を向いて書類を作成していて、見張りを行っていなかったため、筏島東方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。
-----------	---